

～グリーンポイントクラブ広告掲載・募集基準～

平成21年5月1日

第1条（趣旨）

この基準はグリーンポイントクラブ（以下、GPCと表記）ホームページに掲載する広告の基準、及び、その募集に関し、遵守すべき事項を定めるものである。

第2条（広告の種類）

広告の種類は、バナー広告とする。

第3条（広告の位置）

1. 広告の掲載位置は、GPCホームページのトップページで、GPCが指定した区画位置とする。
2. 広告の掲載期間中において、GPCホームページの運用上必要が生じた場合は、GPCの裁量により、区画位置を変更することができるものとする。

第4条（広告の規格）

広告の規格は次のとおりとする。[2009/05/01 時点]

1. 大きさ 縦60ピクセル 横240ピクセル
2. 容量 50キロバイト以内
3. 画像形式 JPEG・GIF 形式、もしくは、SWF 形式

第5条（掲載しない広告）

次に掲げる広告は掲載しないものとする。

1. 責任の所在が不明確なもの。
2. 内容が不明確なもの。
3. 虚偽または誤認されるおそれがあるもの。
4. 社会秩序を乱す表現（暴力、賭博、麻薬、売春など）が含まれるもの。
5. 他者（社）を誹謗・中傷するおそれのあるもの。
6. 差別、名誉棄損、プライバシーの侵害など人権を侵害するおそれがあるもの。
7. 詐欺的なもの、または、いわゆる不法商法とみなされるもの。
8. その他、GPCが不相当と判断したもの。

第6条（広告の掲載期間等）

1. 広告の掲載は月を単位とし、原則としてその開始日は月の初日とし、終了日は月の末日とする。ただし、掲載開始日もしくは終了日が土日祝日にあたる場合は、その後日をもって初日もしくは終了日とする。
2. 掲載期間は原則1年間とし、広告主の申し出がないかぎり、以降は自動継続とする。

第7条（広告掲載の申込み）

広告の掲載希望者（社）は、GPCホームページにある広告掲載申込書を、広告掲載開始希望月の14日前までに提出するものとする。

第8条（広告掲載可否の決定等）

1. GPCは、第6条の基準による申込があった時は、第5条の基準により掲載の可否を決定するものとする。
2. 掲載の可否決定後、GPCは速やかに申込者（社）に対し、その結果を通知するものとする。

第9条（広告掲載料金等）

1. 広告の掲載料金は1区画につき月額2万円（税別）、年間一括申込みは20万円（税別）とする。
2. GPCは株式会社ジャプラに掲載料金請求回収業務を委託し、広告主は、株式会社ジャプラが発行する請求書に基づき、支払い期日までに指定口座に振込をするものとする。

第10条（解約）

1. 広告主が掲載期間の途中で解約を希望する場合、書類をもってGPCに提出しなければならない。
2. 中途解約は上記の書類がGPCに届いた月末とし、月末をもって広告掲載をとりやめるものとする。

3. 解約時の広告掲載料は、解約時の翌月分掲載料まで支払わなければならない。年間一括申込み解約時の場合は、広告掲載料の払い戻しは行われない。

第11条（掲載の取り消し）

GPCは次の各号のいずれかに該当する時は、広告主への通知を要することなく、広告の掲載を取り消す事ができるものとする。

1. 広告の掲載料金を指定する期日までに納入しなかったとき。
2. 広告の原稿を指定する期日までに納入しなかったとき。
3. 提出された広告原稿が、申込み内容と著しく異なっていたとき。
4. 広告または広告ホームページの内容が、法令に違反し、または違反する恐れがあるとき。
5. 広告または広告ホームページの内容が、第5条の各号のいずれかに該当したとき。
6. 広告主が法令に違反し、または重大な反社会的行為を行う等、GPCホームページに掲載することが適当でないと認められる行為を行ったとき。

第12条（広告主の責任等）

1. 広告及び、広告ホームページの内容に関する一切の責任は広告主が負うものとする。
2. 広告の原稿は原則として、広告主が用意作成するものとする。

第13条（付則）

1. 本基準は平成21年5月1日から施行するものとする。

以上